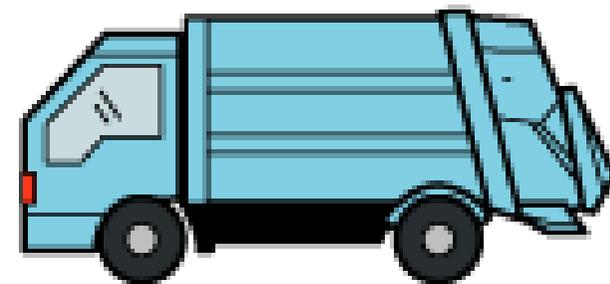


# ドライバーが知っておくべき 廃棄物処理法の基礎知識

令和3年12月10日（金）  
埼玉県環境部産業廃棄物指導課

## 収集運搬業者は

- 昨今、エッセンシャルワーカーとして注目
- 最も身近な廃棄物処理業者
- 産業廃棄物処理業界のイメージを左右する重要な存在



本日は、収集運搬業に関わるみなさまに是非知っておいて

いただきたい廃棄物処理法の基礎知識をご紹介します。

## 本日の内容

- 廃棄物処理法の概要
- 排出事業者の処理責任
- 収集運搬に係る処理基準
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い
- 業務で気を付けていただきたいこと

# 廃棄物処理法の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
(昭和45年法律第137号)

一般的に「廃棄物処理法」、「廃掃法」と略称されます。

## 目的

この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。【法第1条】

今回「法」と表記した場合は廃棄物処理法を指します。

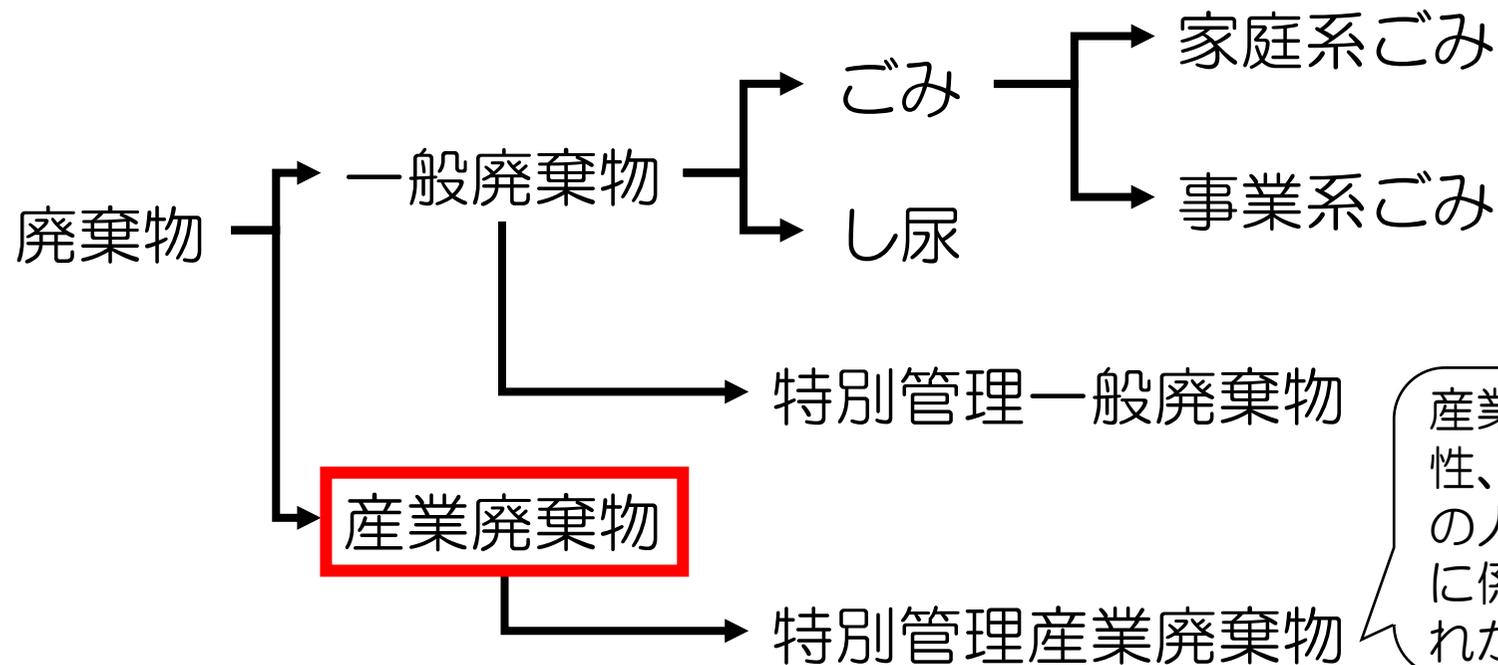
### 【参考】個別物品の特性に応じた規制

- 容器包装リサイクル法
- 家電リサイクル法
- 食品リサイクル法
- 建設リサイクル法
- 自動車リサイクル法
- 小型家電リサイクル法

廃棄物に関する法律としては、廃棄物処理法のほか、資源の有効な利用の確保と廃棄物の発生抑制及び環境の保全を目指す「資源の有効な利用の促進に関する法律」（資源有効利用促進法）、個別の物品の特性に応じて制定された6つのリサイクル法が整備されています。

# 廃棄物処理法の概要

## 廃棄物の区分

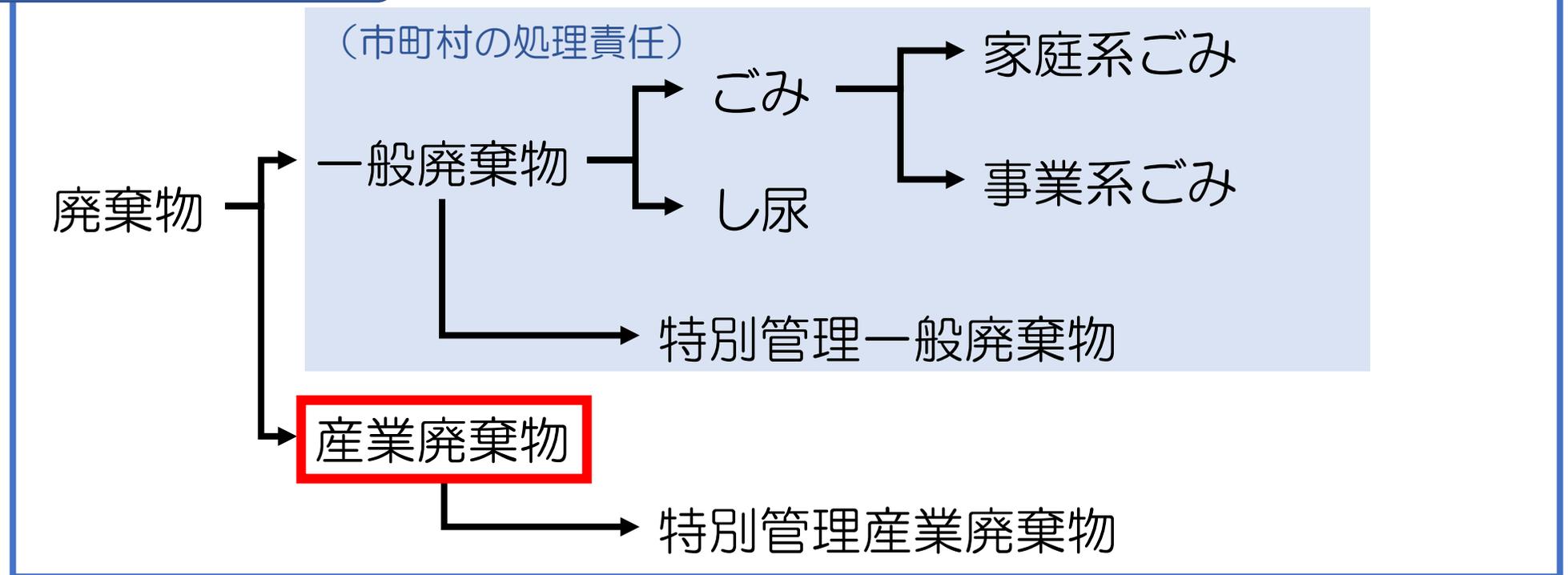


産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」で定める廃棄物と輸入された廃棄物に限られています。このため、産業廃棄物以外はみな一般廃棄物に分類されます。

# 廃棄物処理法の概要

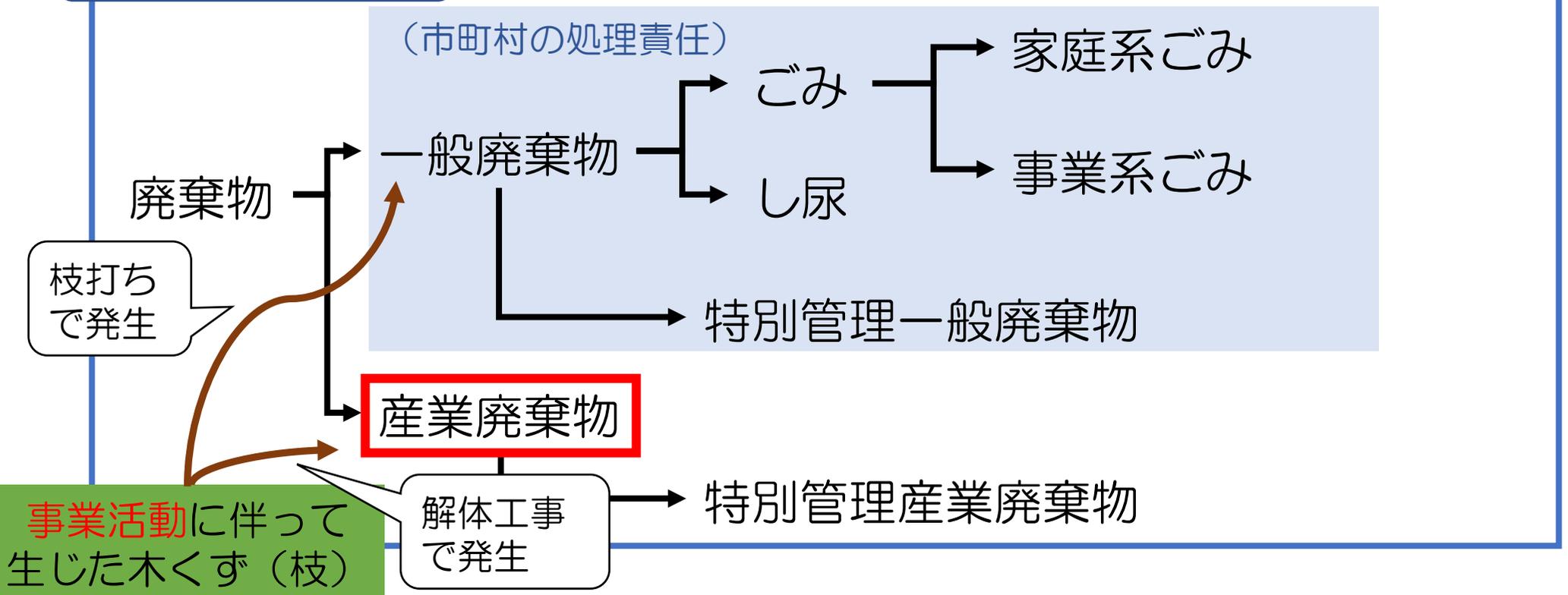
## 廃棄物の区分



主に家庭から出る「一般廃棄物」は、市町村が処理責任を負うことになっています。一方、事業活動に伴って生じる「産業廃棄物」については、汚染者負担原則に基づき、その処理責任を排出事業者が負っています。

# 廃棄物処理法の概要

## 廃棄物の区分



木くず、紙くず、動植物性残さ等は、事業活動に伴って生じた廃棄物でも、排出事業者の業種や建設工事の種類によって、性状が同じであっても一般廃棄物になるものがあります。

## 本日の内容

- 廃棄物処理法の概要
- 排出事業者の処理責任
- 収集運搬に係る処理基準
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い
- 業務で気を付けていただきたいこと

# 排出事業者の処理責任

## 事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

【法第3条第1項】

## 排出事業者責任

事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

【法第11条第1項】

## 自ら処理する場合

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（**産業廃棄物処理基準**）に従わなければならない。

【法第12条第1項 概要】

不適正な処理がされないように、自己処理であっても基準が適用されます。

→ 自ら処理できない場合は？

## 他人に委託する場合

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については**産業廃棄物収集運搬業者**その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。【法第12条第5項 概要】

事業者は、前項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準（＝委託基準）に従わなければならない。【法第12条第6項 概要】

## 産業廃棄物処理業者による処理

産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、**産業廃棄物処理基準**に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。【法第14条第12項 概要】

## 本日の内容

- 廃棄物処理法の概要
- 排出事業者の処理責任
- 収集運搬に係る処理基準
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い
- 業務で気を付けていただきたいこと

# 収集運搬に係る処理基準

## 生活環境保全に必要な措置

- イ 収集又は運搬は、次のように行うこと。
  - (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
  - (2) 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 産業廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ハ 運搬車、運搬容器及び運搬用パイプラインは、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

【廃棄物処理法施行令第3条第1号（施行令第6条第1号の読み替え）抜粋】

# 収集運搬に係る処理基準

## 収集運搬車

運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。【廃棄物処理法施行令第6条第1号イ 概要】

### 《表示》許可業者の場合

- 産業廃棄物の収集運搬車である旨
- 氏名又は名称
- 許可番号（下6ケタ）

産業廃棄物収集運搬車  
〇〇産業株式会社  
第987654号

文字・数字の大きさ：日本産業規格Z8305  
← 140ポイント以上  
← 90ポイント以上  
← 90ポイント以上  
色：識別しやすい色

車体の両側面に鮮明に表示する

【施行規則第7条の2の2第3項】

# 収集運搬に係る処理基準

## 収集運搬車

運搬車の車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けておくこと。【廃棄物処理法施行令第6条第1号イ 概要】

### 《書面》

#### 紙マニフェストの場合

- 収集運搬業許可証の写し
- 紙マニフェスト

#### 電子マニフェストの場合

- 収集運搬業許可証の写し
- 電子マニフェスト加入証の写し
- 必要事項を記載した書面（受渡確認票）又は電磁的記録

産業廃棄物の種類及び数量

委託者の氏名又は名称

産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場の名称及び連絡先

運搬先の事業場の名称及び連絡先

## 本日の内容

- 廃棄物処理法の概要
- 排出事業者の処理責任
- 収集運搬に係る処理基準
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い
- 業務で気を付けていただきたいこと

# 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

## マニフェスト制度

- ・「紙マニフェスト」と「電子マニフェスト」の2種類がある。
- ・紙マニフェストは複写式伝票となっており、排出事業者から収集運搬業者、そして処分業者へ、産業廃棄物の流れに合わせて移動し、収集運搬・処分の各工程が終了するごとに排出事業者に写しが戻り、適正処理が確認できる仕組み。
- ・電子マニフェストはマニフェスト情報を電子化したもので、利用する場合には、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者がこの制度に加入する必要がある。



ちなみに  
紙マニフェストは埼玉県環境産業振興協会でも購入することができます

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

### 管理票不交付による引渡し禁止

運搬受託者は、管理票の交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。

（電子マニフェストの場合を除く。）【法第12条の4第2項 概要】

違反した場合、運搬受託者が罰則の対象になります  
（法第27条の2第7項に該当）

 一年以下の懲役又は百万円以下の罰金

# 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

## 写しの送付等

産業廃棄物の運搬を受託した者は、運搬を終了したときは、管理票に環境省令で定める事項を記載し、環境省令で定める期間内に、管理票交付者に当該管理票の写しを交付しなければならない。この場合において、当該産業廃棄物について処分を委託された者があるときは、当該処分を委託された者に管理票を回付しなければならない。【法第12条の3第3項 概要】

### 環境省令で定める事項

- 一 氏名又は名称
- 二 運搬を担当した者の氏名
- 三 運搬を終了した年月日
- 四 積替え又は保管の場所において受託した産業廃棄物に混入している物（有償で譲渡できるものに限る。）の拾集を行つた場合には、拾集量

### 環境省令で定める期間

運搬を終了した日から10日

# 収集運搬業者のマニフェスト記載事項

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) B1票						
交付年月日	令和3年12月1日		交付番号	21615489011		整理番号
事業者 (排出者)	氏名又は名称 (株)〇〇建設工業		住所 〒 987-6543 電話番号 048-999-9999 埼玉県さいたま市浦和区●-◎◎-〇		氏名	排出 太郎
	事 (排出事業場)		名称 (株)〇〇建設工業 △△ビル解体現場		所在地 〒 987-6543 電話番号 048-111-1111 埼玉県さいたま市浦和区■-□□-□	
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物) <input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単位)		荷姿	
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら <input checked="" type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> 0200 汚泥 <input checked="" type="checkbox"/> 1300 珪藻土・珪藻土くず <input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 0300 廃油 <input type="checkbox"/> 1400 鉱さい <input type="checkbox"/> 7100 強酸 <input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 0400 廃酸 <input type="checkbox"/> 1500 がれき類 <input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 7427 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ <input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ(有害) <input checked="" type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 0700 紙くず <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 0800 木くず <input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物 <input type="checkbox"/> 7410 PCB等 <input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 0900 繊維くず <input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不燃物 <input type="checkbox"/> 7421 廃石棉等 <input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず <input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)		10枚		バラ	
中間処理産業廃棄物			管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり			
最終処分場所			名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり			
運搬委託者	氏名又は名称 △△運搬(株)		住所 〒 123-4567 電話番号 048-888-8888 埼玉県川口市△△町1234		運搬先(処分事業場)	名称 □×リサイクル(株) 所在地 〒 000-0000 電話番号 049-777-7777 埼玉県川越市□×町5678
処分委託者	氏名又は名称 □×リサイクル(株)		住所 〒 000-0000 電話番号 049-777-7777 埼玉県川越市□×町5678		積又は保管	名称 △△運搬(株) 所在地 〒 123-4567 電話番号 048-888-8888 埼玉県川口市△△町1234
運搬の受託	受託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名) △△運搬(株) 収運 次郎		(受領欄)	運搬 終了年月日 令和3年12月2日	数量(及び単位)	有害物総重量 0.1㎡
処分の受託	受託者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)		(受領欄)	処分 終了年月日	最終処分 終了年月日	年月日
最終処分を行った場所 (直行用)	名称/所在地/電話番号		(委託契約書記載の場所においては委託契約書記載の番号)			
発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会						
照合確認						
年月日						
年月日						
年月日						

運搬業者控

複製を禁じます  
類似品にご注意ください

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

### 保存

運搬受託者は、管理票交付者に管理票の写しを送付したとき（処分業者に管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、処理が終了した処分業者から管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。

【法第12条の3第9項 概要】

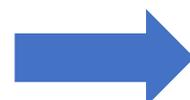
環境省令で定める期間  
5年

## 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

### 積み込み時に確認をお願いしたいこと

- 記載漏れはないか
- 建設工事の場合、排出事業者は元請業者か
- マニフェストに記載のない品目や、危険物、一般廃棄物が混入していないか
- 産業廃棄物の種類ごとに交付されているか

- 一般廃棄物の混入  
無許可営業等のおそれ（法第7条に違反）

 許可取消もあり得る（情状が特に重い違反行為）

## 本日の内容

- 廃棄物処理法の概要
- 排出事業者の処理責任
- 収集運搬に係る処理基準
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い
- 業務で気を付けていただきたいこと

# 業務で気を付けて頂きたいこと

収集運搬業に関して寄せられる苦情

## パターン①

- 道路でゴミを撒き散らしながら走っていた。
- 前を走っている収集運搬車から飛んできた木片でフロントガラスにヒビが入った

産業廃棄物処理基準（法第14条第12項）に違反  
＝飛散流出

道路交通法（第71条第4号の2）にも違反  
他車を傷つければ民事上の責任も発生

 行政処分もあり得る（事業停止等）

# 業務で気を付けて頂きたいこと

収集運搬業に関して寄せられる苦情

## パターン②

- 収集運搬車の運転が乱暴である
- 収集運搬車が交通違反をしていた

道路交通法には違反するかもしれないが廃棄物処理法の違反ではない

しかし、道路交通法でも役員が禁錮刑以上の刑を受けると

 許可取消もあり得る（欠格要件）

県への通報もたびたび寄せられています。  
業界のイメージアップのためにも安全運転を心がけてください。

# 業務で気を付けて頂きたいこと

収集運搬業に関して寄せられる苦情

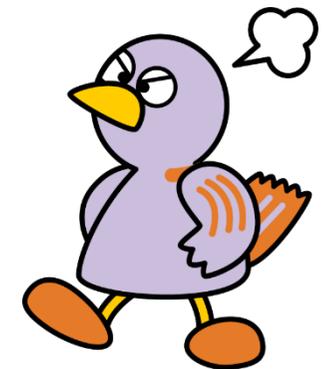
## パターン③

- コンビニの車いす専用駐車場に停めている
- エンジンを掛けっぱなしにして休憩している

法律には違反しない、マナーの問題かもしれないが、運搬車両の表示を見ている人は多い



会社の信用失墜  
産業廃棄物処理業界のイメージダウン



ドライバーのみなさまおひとりおひとりが、  
会社の看板を背負っています。

# 業務で気を付けて頂きたいこと

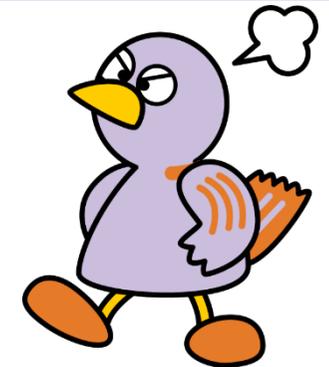
## 令和3年度に寄せられた苦情

- シート掛けせずに走行し、廃棄物が飛散している
- 急な車線変更をされた
- 急に右折してきた
- 強引な割り込みをされた
- 右折待ちしていたらクラクションを鳴らされた
- 猛スピードで追い越された

ドライブレコーダーやスマートフォンで  
違反車両の確認が容易になり、通報もしやすい



指導対象にもなるため、余裕を持った運転を



## 3S運動の取組について

### 従来の産業廃棄物処理業界のイメージ

- きつい、汚い、危険（いわゆる3K）
- 不法投棄や不適正処理を行っているのではないか



就職先として選んでもらえない  
人材の確保が難しい  
排出事業者と対等な立場に立てない

会社の看板を背負っていることを  
積極的に活かしていただける取組です。

### 3S運動とは

3つのS（スマイル、セイケツ、スタイル）で、廃棄物処理業から地域に愛され信頼される環境産業へのステージアップを目指す運動

スマイル (Smile)

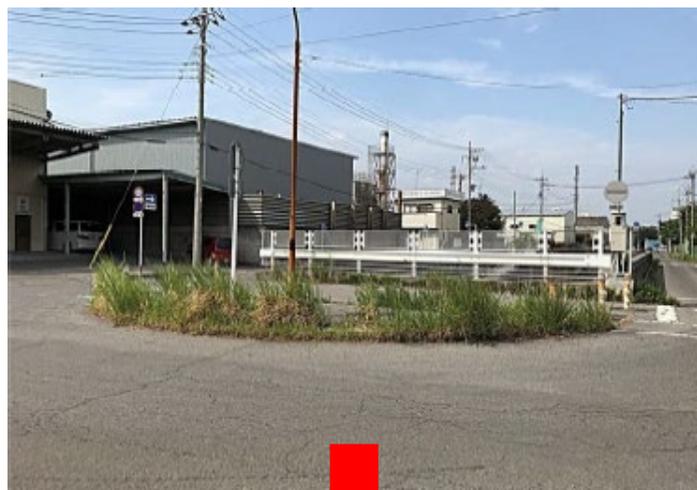
笑顔でお客様をお迎え

セイクツ (Seiketsu)

きれいな明るく整備された工場・職場へ

スタイル (Style)

身だしなみからイメージチェンジ



### 収集運搬業者のセイクツの例

- 事業所の周辺を定期的に清掃する活動
- 収集運搬車両をセイクツに保つ



職場がきれいになるだけでなく、  
近隣からの好感度もアップし、  
より働きやすい職場環境になる。

## 法違反の未然防止の支援

### 事業者の困りごと

- 排出事業者が法律の話を聞いてくれず処理は丸投げ状態
- 危険物、異物を混入され、その確認にマンパワーが割かれる



環境配慮意識の低い排出事業者の行為が、  
法違反の原因の一つになっている

- 産廃業者が排出者に法律を説明するのを、行政が支援  
《例》 排出者責任のチラシを産廃業者の意見を聞きながら  
行政が作成。そのチラシで産廃業者が排出者に説明

# 法違反の未然防止の支援

ゴミが手元から無くなれば、「終わり」と思っていないか？

～排出事業者が守らなければいけない、廃棄物処理法の話～

## 法第3条第1項(排出事業者責任)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません

- 排出事業者責任とは
  - ・ 委託基準を守る(法第12条第5項、第6項)
    - ↳ 「許可を持つ処理業者」に、「書面で契約」
  - ・ マニフェストを運用し、処分完了まで管理・監督する(法第12条の3)
- 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務(法第12条第7項)

### 【排出者の責任】

- × 委託したら終わり
- 処分完了まで



## 委託基準、マニフェスト関係の義務に違反すると・・・

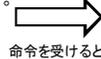
- 廃棄物処理法における罰則の対象になります。
  - ・ 処理業者の許可品目外の廃棄物を委託
    - ? 委託基準違反: 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科
  - ・ マニフェストを交付しなかった
    - ? マニフェスト交付義務違反: 1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金



許可品目外の廃棄物が混入? 委託基準違反

## 委託先の業者が不法投棄などの不適正処理を行った場合

- 措置命令(行政処分)の対象となる場合があります。
  - ・ 委託基準違反、マニフェスト交付義務違反の場合
  - ・ 適正な料金を負担していない場合



命令を受けると

- ? 処理費用の負担
- ? 社名公表
- ? 社会的信用の失墜



## 重要! 適正な処理には相応の費用がかかります

適正な料金を負担していない場合には、処理業者は適正な処理ができないため、不法投棄や不適正処理が行われる可能性が高くなります。

## そうならないために・・・

処分完了まで、排出者の責任を果たすことが必要です

- ? 委託基準遵守、マニフェストの適正な運用
- ? 委託先で適正処理が可能であるか、自ら確認する
- ? 適正な料金かを確認(他社の処理料金と比較など)

排出事業者責任を果たすメリット

- ・ 行政処分リスクを未然に防止
- ・ 社会的信用力の向上(CSR)



## 環境産業へのステージアップに向けて、一緒に取り組んでいます



会社名



彩の国 埼玉県西部環境管理事務所  
埼玉県 廃棄物・残土対策担当  
電話 049-244-1805

取り締まられていた産廃業者が、行政と連携して法律を排出者に説明する側に



環境産業へのステージアップの  
一歩

みなさまの毎日の業務の延長線上に3S運動があります。是非3S運動にご参加ください。

詳しくは埼玉県のホームページをご覧ください。  
産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/stageup.html>

